

日程第1 一般質問

4番 鈴木絹子

- (1) 新生児の聴力検査について
- (2) 小中学校の就学援助費の動向について
- (3) 義務教育教職員の労働実態の現状と考え方について
- (4) 通学バスの利用について
- (5) 戦後72年のこの年に村長の平和への思いについて

8番 大原孝芳

- (1) 全国学力テストのあり方について
- (2) 議員をめざし若者を育てるには
- (3) 北朝鮮危機—Jアラート運用について

1番 高橋昭夫

- (1) 宮下村政のこれからの考え方について
- (2) 村の動植物保護と環境保全について

- 1番 高橋昭夫
- 2番 飯島寛
- 3番 松澤文昭
- 4番 鈴木絹子
- 5番 中塚礼次郎
- 6番 柳生仁
- 7番 小池厚
- 8番 大原孝芳
- 9番 村田豊
- 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

- |        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 村長     | 宮下健彦 | 副村長    | 富永和夫 |
| 教育長    | 下平達朗 | 総務課長   | 米山正克 |
| 会計管理者  | 半崎節子 | 住民税務課長 | 井原伸子 |
| 保健福祉課長 | 中平仁司 | 振興課長   | 松村恵介 |
| 建設水道課長 | 小林好彦 | 教育次長   | 松澤広志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 菅沼元臣  
書記 座光寺てるこ

# 平成29年9月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成29年9月12日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)  
ご参集ご苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。  
日程第1 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。  
4番 鈴木絹子議員。
- 4番 (鈴木 絹子) さきの通告に従いまして5つの質問をしていきたいと思ひます。  
一番初めに新生児の聴力検査について。  
新生児聴力検査は生まれてすぐに行う任意の検査です。平成28年3月に厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課からの改正通知では「聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期治療を図るために、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。このため、市町村におかれては、下記に御留意の上、新生児聴力検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。」とあり、「新生児聴覚検査事業については、平成18年度で国庫補助を廃止し、19年度の地方財政措置において少子化対策に関する地方単独措置として総額において大幅な拡充がなされることにより所用の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置がされたことを申し添える。」とあります。  
検査の仕方は眠っているときにするということと、もし聴覚に先天性な異常があるとわかれば生後半年ぐらいから補聴器をつけて治療をしていけるということ。早期発見、早期治療の重要性がよくわかりますが、村としては新生児聴力検査の意義、必要性についてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。
- 保健福祉課長 人間は生後6ヶ月くらいまでの間にあらかたの音声言語を獲得すると言われておりますので、議員お話のとおり早期に聴覚障害を発見し適切な支援を行うことは言語機能の発達に対して非常に重要であるというふうに認識をしております。厚生労働省の通知と同時に日本小児耳鼻咽喉科学会からもそのような指摘がなされているところでありまして、国と同様の認識を持っているところでございます。
- 4番 (鈴木 絹子) では、村の新生児の聴力検査の分娩施設での実施状況及び新生児の受診実態はどのようになっていますか、お伺いします。
- 保健福祉課長 現在ほとんどの分別取扱機関において生後3日以内に新生児聴力検査が実施をされているものというふうに承知をしております。

実施状況につきましては、村の保健師、助産師が新生児訪問を行っておりますので、その場面において全出生児について確認をしております。

検査の実施の有無は、聞き取りによることのほか、母子健康手帳で確認をしております。

平成27年度以降のものでありますが、本年8月までの間で75人に調査をいたしました。実施しなかった方が1人だけということでもあります。

現在までに先天性難聴と診断された患者はいないということでもあります。

○4番 (鈴木 絹子) 長野県からの指導とか、あと近隣市町村や関係機関との連絡や連携はどのようになされているのでしょうか。

○保健福祉課長 県からは、母子保健看護者会議の席上で県の事業への取り組みの説明とともに新生児聴覚検査を実施する公費助成の実施ということと呼びかけられております。議員お話にありましたとおり、財源が交付税措置をされているからというような理由であります。

また、新生児聴覚検査の実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップなどもその席上で呼びかけられております。

また、近隣町村との連携という場面は想定をしております。

医療機関からは、新生児聴力検査で所見が出た場合には長野県難聴児支援センターを経由して連絡が入るようになっております。中川村においては、過去から現在まで、まだ事例はございません。

○4番 (鈴木 絹子) 出産後の入院中、新生児は毎日健診、診察を受けます。聴診、触診、尿や便の様子など、体に気になる点はないかどうかを調べます。そして、どの新生児も必ず2つの検査を受けます。一つは黄疸検査です。もう一つは新生児マスキリーニング検査です。新生児が生まれつき持っている、持っているかもしれない先天性代謝異常や先天性内分泌異常を早い時期から発見することを目的とした検査です。発見、そして治療開始が早ければ早いほど、これらの疾患が障害につながらず、何の疾患もないお子さんと同じように生活していけるのです。早期発見、早期治療によって普通の生活を送ることができるようになるという大きな意味があるというわけです。

聴覚検査は任意ということですが、先ほど答弁いただきましたように村の新生児はほとんど検査を受けているということでした。

先ほど言いました厚生労働省の通知の「下記の御留意の上」の項目には3項目がありまして、1項目目は「新生児聴力検査の実施について管内のすべての新生児に対し新生児聴力検査が実施されるよう努めること」とし、「訪問指導等の際に受診状況の確認、受診勧奨を行うこと」「受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導、援助を行うこと」「新生児聴覚検査にかかわる費用については公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ること」とあります。2項目目は周知、啓発、3項目目は関係機関との連携等が記されています。

検査費用は医療機関によって差があり、3,000円～1万円くらいということで、平均して5,000円くらいということになります。

また、検査によって見つかる難聴の頻度は1,000人に2人前後という数値ですが、ほかの検査よりも頻度は高いということです。

出産時にはいろいろと費用もかさみます。通知にもあり、交付税措置もあるということなので、子育て支援の先進の自治体として中川村でも公費負担で実施をするべきだと私は思うのですが、村長としてはどうお考えですか。

○保健福祉課長 まず、これまでの検討経過についてご説明を申し上げます。

保護者への受診勧奨につきましては、当村では妊娠9ヶ月相談というのを行っておりますので、その折に全妊婦対象に実施をして勧奨をしてくれているところであります。

公費負担につきましては、29年度において実施するかどうかということについて検討しましたがけれども、交付税措置されているとはいうものの、その算入額が極めて少ないということと、ほぼ全員の方が既に受けているというその状況から見て助成の必要性は低いというふうに判断をいたしまして、さらに検討を続けていくこととして本年度での実施は見送ったところであります。全国的にも全県的にも助成という例はまだ非常に少ないのが実情であります。いろんな観点から引き続き検討してまいりたいと思います。

○4 番 (鈴木 絹子) 29年はいろいろで考えなかったということですが、ぜひこれから検討していただけるようお願いしたいと思います。

2つ目の質問です。小中学校の就学援助費の動向について。

昨年12月の議会でも就学援助金の支給時期について一般質問をいたしました。そのときにも申しましたが、2016年5月24日に国会でも取り上げられ、生活困窮世帯が入学準備金の立てかえをしなくて済むよう就学援助を入学前の2月～3月に支給するよう求めたところ、「児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけていく。」と文部省の教育局長が述べました。

ここで1つ目の質問です。全国でも長野県でも入学前の支給がさらに進んできていると認識していますが、村として調査や検討はされたでしょうか、お伺いします。

○教育次長 就学援助の事業の実態調査につきましては、毎年文科省から調査がありまして報告をしております。その結果を見る限り就学援助の性格上特段の扱いをしている事例はございません。ただ、一部市町村において立てかえにより援助を行っているという事例はございます。

また、県内においては北信の地方において体育実技用具の補助というものをスキー用品などを購入するときにおいて支払っているということがありますが、特段変わった部分はございません。

○4 番 (鈴木 絹子) 就学援助金の中の入学準備金、項目は新入学児童生徒学用品等の項目について、今言われたように北信のほうで支払いがされているということかと思うんですけども、ぜひ中川でもそういう考えを持ってほしいなあとは思いますが、ちょっと後でまた重ねて言いますので、2つ目の支給額について伺いたしたいと思います。

現行小学1年生では2万470円、中学1年生では2万3,550円ですが、大臣も「実

際の必要額と乖離している。」と認め「国としても地方が実態に見合うように通達している。」との答弁でした。29年度から国で新入学児童生徒学用品等の項目について引き上げが行われたため、小学校では4万600円、中学校では4万7,400円に支給単価が引き上げられた自治体が多くなっています。

村としては、援助費の増額について検討はしているかどうかお伺いします。

○教育次長 本年3月31日付の文科省より平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について通知がございました。新入学児童生徒学用品費等について、平成29年度予算として単価の見直しが行われ、議員がお調べのとおり、ほぼ倍額の4万600円となりました。また、同時に国の補助額も増額されました。

村においても支給額は国の定める額を限度額としておりますので、連動して増額の処理を行いたいと思います。

○4 番 (鈴木 絹子) 中川村では小学校入学時に通学カバンの進呈があり保護者の経費軽減につながっていること、児童にとっても重いランドセルではなく活動的であることで二重に貢献していると思います。それにしても入学準備はお金がかかります。児童の期待も大きく、平等に教育を受ける権利を保障すべく、支給時期について再度ご検討いただけないかと考えます。検討の余地はありますでしょうか。

○教育次長 ただいまに関しましては1番の質問と重なるかと思いますが、円滑な入学準備ができるよう2月か3月には支給ということかと思いますが、うちの村につきましては9月と3月の支給を行っております。先ほどの文科省の通知によりまして小学校入学前の支給が進むよう市町村の努力を行うようなされました。それにより国庫補助が前年度支給においてもなされることとなりましたので、当村においても入学前の支給が行える仕組みをつくるよう検討してまいりたいと思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) よい答弁をいただきました。さらなる子育て支援の推進を期待します。

3問目に行きます。義務教育教職員の労働実態の現状と考え方を伺いたしたいと思います。

まず、以前より学校の先生の働き方について指摘されていますが、近年は、その残業時間の多さ、いわゆる時間外労働の多さについての問題、課題などがマスコミ等でも取り上げられていました。教育の現場でのこれらの実態全般についてのお考えを伺いたしたいと思います。

○教育次長 教職員の労働実態につきましては、マスコミ等でも報道されたとおり課題となってきましたところでございます。

県の教育委員会では、子どもと向き合う時間の確保、教職員の業務の改善に向けて平成26年度から教職員の勤務時間等の調査を行ってまいりました。その結果を見ますと、時間外勤務時間は少しずつ減少してきてはおりますけれども、大幅な減少ではなく、長野県の小中学校を合わせた教職員の1ヶ月平均時間外勤務時間は、今年度4月5月の統計では1ヶ月63時間44分となっておりますが、このうち中学校が小学校よりも多くなっている実態であります。

文科省は4月に公立中学校教諭の約57%、公立小学校教諭の約33%がおおむね月80時間という時間外労働の目安を上回っていると公表をしました。

教職員が仕事と家庭を両立させ日々の授業や教育に健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、さらに教育の質を高められるように改善していくことは必要であります。

しかしながら、授業や行事の準備、学習の整理など、子どもたちのためにと思ったら時間は限りのないところがありまして、学校内でも早く帰るよというように勧めをするわけでありまして、つい遅くまでになってしまうという実態があります。

改善には、さらに具体的な方策が必要だというふうに感じております。

○4番 (鈴木 絹子) それでは、中川村の小学校、中学校での状況はどうでしょうか。

○教育長 学校現場の時間外勤務は、4月とか学期末が比較的多忙で多くなるわけでありまして。先ほども申しましたが労働基準法での一つの目安であります時間外勤務月80時間、これを超える職員は、4月には数人おりますけれども、その他の月はほとんどいないという状態です。

なお、この80時間を超える職員には、十分に心身の健康が保てるよう面談や健康相談を行ったり仕事の分担を見直したりなどを進めて、長時間の時間外勤務が発生しないように努めているところであります。

○4番 (鈴木 絹子) その多い人と少ない人の差はどのぐらいかはわかりますでしょうか。押しなべて先ほどは全体の平均が63時間44分というふうに言われましたけれども、中川で今おっしゃったように4月には80時間を超える方が数人いたと、越えなかった人との差はどのぐらいあるんですか。

○教育長 この市町村については、結果ははっきり出ておりませんが、先ほどお話ししましたように小学校と中学校の違いでいいまして月に14時間ほど差があるという結果は報告されております。

○4番 (鈴木 絹子) 児童生徒の健やかな成長、発達を目指して。

地域の子供たちは毎日元気に学校に通っているように見えます。保護者や学校の教職員の皆さん、地域の皆さんの支えがあってこそと思いますが、一日の大半を過ごす学校での先生方の仕事が必要以上に負担になっていないかと心配です。先生数が少なくても多くても学校単位での必要な業務は大抵同様で、その分個人の負担が増えるという聞いています。以前から中川の小中学校でも工夫はされている旨、伺ってはいますが、改めて仕事内容、仕事分担、仕事時間などの見直しや改善がどのようにされているのか伺いたいと思います。

○教育長 学校現場では、ただいま申しましたように季節や行事によって時間外勤務時間が増える時期と低く保たれる時期があるわけでありまして。そこで、校内の労働安全衛生委員会や運営委員会で特に行事準備等で時間外勤務が増えているなどの配慮を要する職員について情報交換をし、主任による仕事の割り振りの見直しなどを随時行って負担の平均化を図っているところであります。

また、村の教育委員会では、県教育委員会の指示を受けまして本年7月から中川村小中学校における教職員の勤務時間の割り振り実施要領を策定をしまして、その実施要領に基づいて時間外勤務を通常勤務の時間を割り振りをする事で少しでも時間外勤務の削減が図れるようにしました。現場の教職員からもおおむね好評で、学校では一人一人の事情に合った割り振りを教頭を中心に実施をしているところであります。

○4番 (鈴木 絹子) 中川村では、少人数学級といえども個性豊かな子どもたちとのクラス運営はやりがいもあることながら、苦勞も多いと思います。子どもたちが元気で健やかに学校生活を充実させることと先生が生き生きと教育業務を執り行うことは正比例するものと考えるわけですが、児童生徒とのよりよい関係をつくっていくためにできること、どんなことを意識したり工夫したりしているものですか、伺いたいと思います。

○教育長 まず、児童生徒と先生、そして保護者との間でしっかりと連携と話し合いができていくことが大事だというふうに思います。児童生徒や保護者の願いを受けとめて、その願いを実現する、そのことが子どもの力を伸ばすことにつながると、また信頼関係を生むベースとなるというふうに考えております。

小学校段階では、まず一緒に活動する中で願いが生まれたり見えたりしてくるわけでありまして。それに応えていく過程が重要になってきます。

中学校段階では、進路実現が大きな要素となり、そのための学習指導や部活動が中心的な一貫した願いとなることが多いわけでありまして。一人一人の願いが異なり多様であるために、できるだけきめ細かく接してその願いを酌み取り、実現のための支援が必要となってきます。そのため、本年度中川中学校では県の学力格差解消学習サポート事業という指定を受けて、地域の専門的な力のある方が放課後部活動の指導をする間に顧問の先生が子どもの基礎力を伸ばしたり事務処理を進めたりしていくというところが行われるようになりました。部活動だけにかかわらず放課後や夏休み中に学習支援を行う地域ボランティアの方も増えて、学校職員だけでなく地域も一体となって信頼される学校づくりを進めているわけでありまして。

また、仕事内容や分担の見直しなどを進め、より子どもと一緒に教職員がいられる時間の確保にも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○4番 (鈴木 絹子) それでは、信州型コミュニティ・スクールについて伺います。

各学校で立ち上がっている信州型コミュニティ・スクールは、例えば校庭の草取りや整備、お茶摘みのお手伝いなど、いろいろな催しへの参加や援助をされているようですが、現状について伺いたいと思います。

○教育長 中川の3校とも昨年11月から本年度4月までの間に運営委員会が設置をされまして、正式に信州型コミュニティ・スクールがスタートしております。

中川村では、平成20年度に学校支援地域本部事業というのに取り組みをしまして、学校支援ボランティアを募ってまいりました。この事業そのものは3年間で終わったわけでありまして、その素地は各校とも続いておりまして、今お話のように、東小学校の祖父母の会、西小学校のボランティアパトロール、中学の学習支援ボラン

ティアなどを初め、学校や子どもたちを支えてきていただいております。

昨年度からは、中塚久仁子さんがコーディネーターとして学校との間の相談を進めて、要望に沿ってボランティアをさらに広げてくれています。

現在は各学校に学校コーディネーターが一部いて、ボランティアの紹介等相談に乗っていただいているところであります。

○4 番 (鈴木 絹子) 登録人数とか活動上のいろいろ制約、約束があると思うんですけども、そういうこともおおむねそのコーディネーターの方からまとめてお話があるっていう形ですか。

○教育長 コーディネーターの方は、かなり多くの方が登録していただいておりますけれども、そのできる内容がそれぞれ違っております。それで、具体的にはコーディネーターの方が学校と相談をしながら対応するようになっております。

○4 番 (鈴木 絹子) 村の子どもたちの健やかな育ちは村民の期待であり希望でもあります。教職員の皆さんが過重労働にならないように、しっかり子どもたちと向き合っただけでなく行政にも住民にも働きかけ、よりよい条件をつくるのが求められると私も考えています。ぜひ、よい教育に向かって進めていってください。

では次の質問に行きます。通学バスの利用について。

まず、通学バスの乗車の基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

○教育長 児童生徒の通学距離につきましては、昭和31年に旧文部省の通達で「通常の場合、小学校児童にあつては4km、中学校生徒にあつては6kmを最高限度とするということが適当である。」と示されております。これをもとにして、中川村では昭和51年に小学校の分校本校の統合と中学校の統合に伴い遠距離児童生徒の通学についての通知によって次の4点が示されております。1点目は、小部落ごとを単位として小学生は4km以上、中学生は6km以上の児童生徒はバス通とする。2つ目、2、バス通の場合も1kmないし2kmは歩くことを原則とする。3、中学生は4km以上6km未満の生徒は自転車通学を許可する。4、体力を増進される上からも、できるだけ歩くことを奨励する。2番目の項目のバス通の場合も1kmないし2kmは歩くことを原則とするということから、各地区ごとに乗車区間が示されているところであります。

現在、東地区では42名の小学生、西地区では4kmを超えます小平地区の1名がダイヤモンドタクシーを利用しているという現状であります。

○4 番 (鈴木 絹子) 次に乗車に当たっての、今お話伺いましたけれども、その取り決めと児童のバス利用の実態の整合性はどうでしょうか。

○教育長 現在飯沼から美里へ、道路改良工事によりこの区間バスが通れないために、朝は飯沼下で乗車し、飯沼上に行かず北組から美里へ回って大草、中学へと回っているわけでありまして、帰りはその逆を運行しているわけでありまして、飯沼上の子どもたちは飯沼下まで歩いているわけでありまして、この間0.8km～1.1kmほどの徒歩区間となっております。坂道ではありますけれども、距離は取り決めの範囲内となっておりますのでございます。

○4 番 (鈴木 絹子) 地域の方のお話を伺う中でわかったことは、お父さんお母さんが歩いてた人たちは子どもたちが歩くことに、何ていうか、何の異論もなく、バスにお父さんたちが乗っていたところでは子どもたちがあそこからバスに乗りたいたいというような、乗せたいというような声がありました。距離での取り決めがあることと地域でのまとまりがあるということ、あと従来の慣例もあるという現状を理解しました。

次ですけれども、通学バスのあり方について、ことしに入って片桐地区上前沢あたり、南陽、美里等で熊の目撃情報が相次ぎ子どもたちの通学時の安全が大変心配されたところですが、通学の安全についての考えを伺いたしたいと思います。

○教育長 野生動物の出現や狭い道路の交通量などを考え合わせて、特に通学が心配される小学校入学の児童については、来乳児一日入学等の後、保護者との懇談を持って確認をしたところであります。その相談結果につきまして教育委員会の定例会で協議し、役場交通防災係とも相談の上、現在実施しているところであります。

○4 番 (鈴木 絹子) お母さん世代のときには子どもの数も多くて複数で歩くことがほとんどだったというふうにお伺いしたんですけども、今、飯沼とか南陽、桑原は該当児が1人いますかね、1人で歩くことや山影のカーブの多いところを歩くことを考えるとき、動物と車との危険性を考えてしまいます。歩くとしたら歩道の安全を保障することも必要かと思えます。歩道がなくカーブが多いので、地域の人は注意しているとしても、工事車両が増えているようで危険という声もありました。あと、冬場の中学生の帰宅時間が真っ暗の、5時過ぎるともう真っ暗で、やはり危険度が大きいと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長 現在期間限定のバスにつきましては検討しておりませんので、ご意見としてお聞きをしてみたいと思います。

○4 番 (鈴木 絹子) 先ほど言われました飯沼美里線の道路改修で通学バスの乗車場所の変更があり、工事中のみの思いでいしましたが、工事のおくれで3年経過しています。小学生は中学生になってしまいます。飯沼は今小学校低学年が多くなってにぎやかではありますけれども、飯沼上のバス停を利用できるよう早急な対応を求めているものですが、この点ではいかがでしょうか。下のバス停は18号線を通勤の車がスピードを出して走ることが多く、注意はしているが非常に危険という住民の声があります。乗り継ぎの関係で時間が足りなくなるということもお伺いしましたが、片方大丈夫という住民の声もあります。再考を検討していただくことはできないでしょうか。

○教育長 ご指摘のとおり工事が長くかかっている現状でありますけれども、工事は国の予算を頼っているところでありますので、現状のようになっているところであります。

この間バスは北組を回らなければならないわけでありまして、ご指摘のとおり時間的なことから飯沼上まで行って戻ってということでは現在できておりません。

飯沼上の子どもたちが飯沼下まで歩いておる現状でありますけれども、先ほども申しましたとおり歩く距離は規定のうちであるということでもありますので、そここのところをお酌み取りをいただきましてご理解をいただいこうというふうに思っておる

○4 番 ところでございます。  
(鈴木 絹子) 距離的には確かに長くはないんですけど、ずっと坂道なのと、木が茂っていて何度も猿の出没が言われています。通学バスにかかわるところの不都合に見えるところでは実際に保護者の方々が送迎している状況から個別対応しかないのかとも思いますが、昨日の5番議員の発言にもあったように、路線についての考え方や、また小さい車にして動かすというようなことも考えられないかと思いますが、次につなげていきたいと思えます。

あと、取り決めの近似値の特例についてという質問出したんですけども、これは全体の考え方や実態の中で解消されるので割愛します。

では、最後の質問になります。戦後72年のこの年に村長の平和への思いを問うということで大きいテーマ出しましたが、72年の時期とあわせて、7月7日に国連の会合で核兵器禁止条約が採択されました。国連加盟国の193カ国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。9月20日から各国で署名、調印が始まります。これは条約の発効となるわけです。この条約の最も画期的な点は、核兵器を歴史上初めて条約によって違法したこと、核兵器を否定し、それを国際法として成文化したことです。広島、長崎の被爆者の思いを反映したものです。72年もたつてのことですが、いよいよ核廃絶への一歩でもあるわけです。

私は、この夏、原水爆禁止世界大会の長崎に参加して被爆者の声を聞いてきました。この大会は、広島、長崎の原爆投下、ビキニ諸島の被爆体験から核兵器の非人道性に言及し、なくしていこうということで1955年に始まったものです。

私は81歳の女性の話聞いたときに、その方は「私は被爆者ではありません。被爆体験者です。」と言われたのでびっくりしました。被爆体験者というのは、地図で地区ごとに決め、枠があって、被爆者はこの位置だとすると、この所にいた人は被爆していても被爆者ではなく被爆体験者という言い方をするということでした。これは福島原発の振り分けと一緒だと思いました。

広島にも長崎にも原子爆弾で命を落とし夢や希望を絶たれた何十万人の人々がいる。その惨禍は想像を絶するものです。被爆者の願いが集約されたこの条約の採択、原水爆世界大会に参加する中で戦争も核兵器も絶対にだめという思いを強くしたところです。

村長は、この条約の意義についてどうお考えですか。

○村 長 今お話のあったとおり、7月7日の国連本部で核兵器禁止条約、賛成122カ国、反対1、棄権1、反対1はオランダで、棄権がシンガポールだったと思いますが、そういう圧倒的多数の国連加盟国の賛成で採択されたということは新聞報道で知っておりますし、結局参加しなかったのは核兵器保有国とその同盟国ということで、アメリカの同盟国であります日本、韓国も参加を見送ったということは新聞報道でありました。テレビでもやっておりました。北大西洋条約機構NATOの加盟国のドイツ、ポーランド、イタリアなどの国々も不参加だったと、むろん核兵器を持っていると言われておりますっていうか、持っているアメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランス、イス

ラエル、インド、パキスタン、北朝鮮、持っておると思われませんが、も不参加というような状況の中で採択をされたということでもあります。

今おっしゃったとおりかと思えますけれども、まず核兵器のない世界を目指すということで、やっとなんですけど核兵器の使用や開発、実験、生産、製造、保有を禁止すると、そのほか核抑止力という、その議論といいますか、その考え方の根本にはですね、使用するぞという威嚇、これも禁止をするということがこの中の条約のすぐれた点だというふうに私は思います。

それと、もう一つですね、この条約がこの時期に採択をされた背景っていうのは、核兵器を持っている国が持たない国に対して威嚇をする、あるいは持っている国同士でその抑止力でバランスをとるということだけではなくてですね、例えばお隣の隣国の隣国、朝鮮半島にあります北朝鮮国であります、90年代から核兵器の開発を始めて核実験を繰り返しておるということで、ついこの間は6回目の核実験を行ったわけです。最近ではそれが水爆ではないかというふうなふうにも言われておるということで、そういうところまで暴走をしている、日本にとっても重大な脅威になっているだけではなくてですね、テロ組織という例えばイスラム国、ISと言われるような国にこれが核兵器が渡った場合、この拡散が非常に懸念をされているということで、こういう背景があつて、国連ではこれをどうしても今この時期にとめる必要があると、禁止をして、それで核兵器の開発をとめる、あるいは拡散も防止する、こういう必要があつたというふうなことだそうなので、このことについても非常に理にかなったものではないかというふうに思っております。

私としては、意義は、そもそもそうなんですけど、もう一つですね、この核兵器の中で、日本は今アメリカの同盟国であるということ、つまり核の傘の下にいるということで参加を見送っておるわけですけども、この条約ではですね、核兵器保有国の将来の加盟をも想定をして核廃棄の計画を作成、提出することで加盟をすることが可能だということ、それから未締結国もオブザーバー参加できる道を条約の中で開いておるということでありまして、決して持たない国が持っている国に対して一方的に非難をするという、そういう条約ではないということ、つまり、核保有国、あるいはその同盟国にもですね、将来参加の道を開いているということが非常にすぐれているというか、一つは安堵をしておるというようなこととございます。

○4 番 (鈴木 絹子) 村長がおっしゃいましたようにアメリカなどの核保有国はこの条約に反対をしています。唯一の被爆国である日本政府も禁止条約検討会議に不参加を表明しています。今の世界は核大国の思いどおりにはなるものではありません。核兵器禁止の実現は人類を核兵器による絶滅の危機から救うだけでなく、よりよい暮らしや生活をすべての人にもたらす平和で公正な世界への扉ともなるものです。核兵器の廃絶の先頭に立つべきは日本だと私は思うのですが、この点でのお考えはどうでしょうか。

○村 長 日本はですね、1994年以降23年連続で核兵器廃絶に関する国連決議を提案をして、そのことについては採択をされてきたという実績があると、これを日本がリードして

きたという実績があるわけでありますので、唯一、おっしゃるとおり唯一の被爆国として核保有国と非保有国の橋渡し役を実質担ってきたわけでありますので、核廃絶に向けての日本の地位は国連においても一定のものを尊敬をされておる、こういう中で今回残念なことに日本国は参加を見送ったということで、机の上に折鶴が置かれておるといふ新聞報道もありましたっていうか、写真がありました。この場に日本の代表がいないことは非常に残念だというような国連といふか世界の願いがあるわけでありますので、ぜひ日本もですね、そういう態度をですね、これからやはりきちんと持っていく必要があるんじゃないかと思ひます。とりわけですね、やっぱり今北朝鮮が――北朝鮮がといふか、朝鮮民主主義銀民共和国が生き残りの道をですね、かけて核兵器をまだ開発すると、国連がいろいろ圧力をかけるならばそれをもっとやっていくということを言っておる段階では、今度はこの日本に対してもですね、常にこのことを一緒にやっていく、アメリカと一緒に圧力だけかけていく段階では日本に対しても脅威があるわけでありますので、ぜひそういう方向で、日本国は廃絶をしていくという方向で、ぜひ国連の中でも主導的立場を担っていつてもらいたいものだというふうに私は思ひます。

○4 番 (鈴木 絹子) 北朝鮮の動きに対してということをお伺いすると思ひていたんですけども、今議会の冒頭でお話が聞けたので割愛したいと思ひます。

村長は、公約では平和であつてこその中川村、戦没者慰霊祭でも平和についての熱い思いを語られました。核兵器廃絶は、そういう意味でも大変重要な要件と思ひます。先ほど来お話しくださったことは、すごくいろいろ理解が深い方だなあと改めて敬意を表します。

平和について中川村で発信することの意味と重要性についてお考えをお伺いしたいと思ひます。

○村 長 世界に向けて、毎年ですけど、広島、長崎で平和式典が原爆が落とされた8月6日8月9日に、それぞれの市長さん、それから関係者、総理大臣が慰霊の言葉を述べておられますが、その中でそれぞれの市長さんは被爆地の代表として世界に向けて発信をされております。

私がもしこのことをですね、核廃絶を、平和な日本であるべきだということを出信することの意味は何かということかと思ひますけれども、意思表示をするということ、このことはですね、被爆地の広島とか長崎だけではなくて、日本のあちこちでですね、核兵器の廃絶を願っているということ、こういうことに対しても、国内に対してもですね、発信をしていくということはインパクトのあることではないかなというふうに思ひます。もちろん4,900人の小さな自治体ではありますがけれども、このやっぱり核廃絶と平和への願ひっていうのは多くのほとんどの自治体の首長の考へていることだと思ひておりますので、できるだけですね、方法はともかくとしまして、発信をしていく機会を考へていくことはやぶさかではないというふうに思ひております。そういう意味も、またあるんじゃないかと思ひております。

○4 番 (鈴木 絹子) 本当にいいお話が聞けたと思ひます。私も微力ながらいろんなとこ

ろで発信していきたいと思ひました。どうもありがとうございました。

○議 長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

次に8番 大原孝芳議員。

○8 番 (大原 孝芳) 私は3問の質問をしたいと思ひます。

まず最初に全国学力テストのあり方を質問したいと思ひます。

私は、全国学力テストの関係については何回かこの場で質問させていただいています。それで、今回この時期に、ちょうど学力テストの結果の発表とかですね、いろいろ新聞紙上にいろいろ出たこともそうなんですけど、ここにも書きましたように信毎の8月25日の欄で全国学力テストについての見直しが必要かどうかというふうなアンケート結果が掲載されました。私も、現教育長にですね、学力テストの、その何ていうんですかね、村における効能――効能っていうかですかね、効果っていうふうなこともね、過去に聞いたこともありますし、そして、学力テストが必要かどうかというふうなことはなかなか聞けなかったと思ひますが、ここに掲載された中においては、長野県の77市町村ある中でですね、22の市町村が学力テストの見直しが必要だつていうふうなね、記事が載りました。その中に中川村があつたわけなんです。したがつて、私は過去に質問していく中でね、教育長が学力テストっていうのは非常に参考になるし、教育のデータベースとしてですね、非常に効果があるというふうなお話を聞いていたので、ちょっと逆に驚いたような具合、次第でございます。したがつて、まず最初に、今までその学力テスト、ことしで10年目だそうですね。震災の年に1回休んだそうで、ことしが10回目だそうですね、そこに至つたですね、学力テストが見直しが必要だつていう至つた経緯をですね、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○教育 長 全国学力テストの狙ひは、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることにあるわけであります。自分の学校、また自分の教育委員会の実態を全国や県の平均と比較し、問題点を分析し、課題解決のために考へる、そういう役に立っているというふうに考へております。教師として、学校として、教育委員会として、これを活用していきたいというふうに考へます。

中川村では、ここ2年間、県教育委員会の指導主事の派遣を要請して3校の校長、教頭、教育委員会で学力向上にかかわる学習会を持ってきました。今年度もこの派遣を依頼をしているところであります。その年の結果だけではなくて、その学年、学級がそれまでどのように学んできたのか、学習状況調査の結果と重ねて振り返り、対策の手がかりを学んできました。全国学力テストは、分析し課題を明らかにして改善の方向を求めていくために有効であるというふうに考へております。

ただ、その結果を序列化するのではなくて、目の前の子どもたちの学力向上に生かしていきたいと、その点、今年度の新聞報道では、今までは全国のすべての県を縦に並べて比較をする形で報道しておりますけれども、本年度は「長野県は全国とほぼ同じ」というように文言で報道している、そんな報道の仕方変わつてきました。そういう方向での見直しを願っているということであります。

○8 番 (大原 孝芳) 新聞報道で見る限りはですね、今教育長言われたように、競争が激しくなってですね、それで、本来の今説明あったようなその趣旨からですね、逸脱したようなところも見られると、したがって、いろんな新聞社が書いているんですが、つまり、全国ですね、やっぱりトップ、非常に競争ですから、トップになるためにですね、学力テストのための模擬試験をしたりですね、そういうようなところもあるってようなこともね、情報としてあるわけです。したがって、非常に過度に、何ていうんですかね、競争が激しくなると、それから、ある自治体においてはですね、発表するわけですね、どの学校が全国何番目とかね、そうすると、校長先生にとってはですね、やっぱりそれが使命となって、どうしてもうちのクラスがね——クラスっていか学校が、全国でもね、優秀な地位にいたいってようなね、思いもわかるわけなんです。それで、あれですかね、今中川村の教育委員会としてはそういうお考えなんです、例えば22ある市町村もですね、例えば一番問題は、やはりあれですかね、利用すれば非常にいい制度なんです、一歩間違えると余り意味がなくてですね、毎年やなくて、例えば隔月にやりなさいとかですね、それとか、あと、抽出して長野県で何校とかですね、そういうような改善案も出ているんですが、教育長のお考えは、中川村はどのようなスタンスだったらこれからずっとやっていきたいとかってところは具体的にになっていますか。

○教育長 今お話ししましたように、自校また自教育委員会の様子を検討していくという点では、現在のように毎年あって学ばせてもらうということでもよろしいかなというふうに思っております。

○8 番 (大原 孝芳) じゃあ、これから続けていくっていいことではいいんですが、全国的には見直しを求めたいってような声もあるんです、中川村は、そこまではなくてもいいが、もう少し発表の仕方をとかですね、例えば今言われたように長野県は全国でもちょうど平均点ぐらいですかね、そこにいるってようなこともね、報道されましたので、その程度にしておいてほしいと、ってような感覚かと思えます。

そうしましたら、今議会では全協の最後の日ですね、学力テストの発表をさせていただくってようなことも報告されているんですが、今回学力テストの結果を見て、特別ですね、今までと同じような関係ならよろしいんですが、何か特出した今回傾向として見られることがもしあればですね、今回の学力テストの結果であればちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○教育長 ご質問にお答えになるかとちょっと思うわけですがけれども、小中ともに国語でいいますと話すことに課題が見られるというふうに思っております。学習状況調査でも「友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか。」という設問があるんですが、でも、「当てはまる」という人が小中ともに平均よりも少ない、そういう現状であります。

また、もう1点は、学習塾に通っている児童生徒は平均よりも少ない現状です。しかしながら、全体的に学力テストでは平均を先ほどお話ししましたように保っている

いうふうに考えております。

学力テストともに行っている学習状況調査というのがありますけれども、この中で、この結果、好ましく、また特徴的と思われるものは、中川村では、小学生では「家の人は授業参観や運動会などの学校の行事に来ますか。」これが高いです。また、「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」これも高いです。中学校では「家の人と学校での出来事について話をしますか。」これが高いです。「学校で好きな授業がありますか。」これが高いです。など、このような取り組みを今後大切にするとともに、さらに積極性を高める授業に努めたいというふうに思います。

また、家庭学習定着週間というのも小学校2校また中学も含めて取り組まれておりまして、家庭と連携した家庭学習を推進させていきたいというふうに考えています。

○8 番 (大原 孝芳) 今のお話で、学力テストってというのは、その点数のことばかりではなくて、今言ったように日常生活とかですね、それから、先生、今教育長、今言われていなかったですけど、自己の肯定感ってようなね、つまり、ありましたかね、子どもが自分を肯定するっていうんですかね、自分をどういうふうに評価するかとか、そんなようなこととかですね、今回は、後でも出てくるんですが、部活の関係とかですね、つまり、そういったちょっと今までの学力テストと違った、そういう設問の仕方も入ってきたってようなふうに報道されていたと思います。それで、おおむねあれですかね、中川の子どもたちが、今言った、そういう点数ばかりじゃなくてですね、もっと心も一緒に育っていくってような意味においては非常に今のところ良好であるし、そういった学力テストでそういうことを聞いていただけたことによって、非常に子どもたちのですね、成長の変化が読み取れると、そういう学力テストってというのはそういう評価ができるっていいことでもよろしいでしょうか。

○教育長 今申しあげましたような学習状況調査でこういう点が本村、中川村では高いんだというふうに申し上げた、その部分については、そのことがいい方向に学習の結果のほうにも生きてくるというふうに思う部分でありますので、そんなふうに評価をし、また取り組んでいきたいということでもあります。

○8 番 (大原 孝芳) では、続きまして③のほうなんです、今回中学校はそうなんです、部活と学力の関係ってというのがですね、それ文科省のほうで一方向的にデータとして出して、それをどういうふうに評価するかっていったことじゃなかったようなんです、中川の場合、例えば前回もですね、朝練習をですね、長野県の教育委員会では廃止してこうってことで今中川村もやっていないと思うんですが、やっていませんかね、そういう中で、中川村においてですね、例えば文科省のデータだと、3時間以上やるとですね、やっている子と、それを超えちゃうともう学力が落ち、点数が低くて、2時間や1時間だったらいいとかですね、そしてまた反対の意見としては、文武両立ですね、部活を一生懸命やる子ぐらいのほうに勉強も一生懸命するとかですね、いろいろ見方があるんですが、中川村の場合、その部活とですね、の時間とか、学力の関係ってというのがですね、これは全国のあれで文科省が発表したものですけど、教育委員会としてはですね、そこら辺も、ちょっとあれですかね、分析したような経



次に移りたいと思います。2番目として議員を目指す若者を育てるにはという題で質問したいと思います。

私たち議会も今期はもう来年8月で終わりますので、来年選挙っていうことでございます。

議会としてはですね、いろいろ研修がありまして、その中でよく議題になるのが議員のなり手不足がよく話題になります。それから、若い人たちがなぜね、議員に立候補しないと、なれないかっていうような話もたびたび出まして、それで、それは、みんな議員、いろんな長野県の議員たちが、町村の議員たちが集まって、その中でいろいろ議論したり、いろいろお話を、講義を受けているんですが、なかなか、議員たちが自分たちの、議員たちが議員が何でなり手がなくなるとかっていう話をしているもんですからね、なかなか話が膨らんでこないっていうのが現実です。それから、また村長の話も聞きますが、議員報酬の問題とかですね、それから議員定数の問題とか、いろんな問題の中で、議員、議員のなり手がなくて無投票でやったり、ある小さな村では村民総会にしようとかですね、いろいろちょっと話題になっているんですが、ちょっと私は、こういった自分たち議員が言いにくい、例えば給料上げろなんて言うのね、私たちもなかなか村民に向かって、自分たちの手前みそでなかなか言いにくいもんですからね、ぜひね、これを大きなね、議論としてこれからやっていていただきたいっていう意味も含めてちょっと質問したいと思います。

1番にありますように、村長はですね、例えば若い人っていうことで今回ターゲットを絞っているんですが、やっぱり議員になる人が少ない今の現状とですね、それから、なぜ、ここに書きましたけど、なぜしないのか、あるいはなぜできないのかっていうところ、もし今村長の思いでですね、私もまた、私たち議会の人みんな大体いろいろなこと少なからずは承知しているんですが、思いをちょっと一言先に述べていただきたいと思います。

○村長 なぜ若者が議会初め、政治活動ばかりではないでしょうけど、いろんな村のやろうとしていることに地域の代表になって発言をしたり若者の代表となって一言申したりという機会がなかなかそういうふうになってこないのはなぜかというお考えのようでもありますけど、少なくとも、本当にそうなのかなということは思っているんです。といいますのは、一つは、うちの村はですね、4,800人くらいしかいないことも事実でして、非常に小さい村ですから、どこそこにああいう若い人がいてとか、結構顔は見えるはずなんですよね。そういう中で、例えばですね、若い人が参画をする公民館活動やなんかは、中川村は小さいなりにですね、スポーツ活動やなんかは、やっぱり特にそのことが好きだという人が中心になるんでしょうけど、そればかりじゃなくて、運動がそんなに得意じゃなくても地域の行事だからという、公民館行事だからということで結構参加してくるという傾向は恐らくあるかと思えます。ただしですね、行政の開くような地区での懇談会やなんかは、やっぱり地区を相手にしているんですけど、そういう皆さんはなかなか出てくる機会っていうのは少ないのかなあということだと思います。けども、例えば自営業者のみなさんで言ってみたら、商工会の

青年部みたいな、青年部っていても結構壮年部っていうか、そういう中心になっているような若い人、私よりも20歳くらい若いって言うふうに言ったほうがいいかと思いますが、こういう皆さんは、やはり仕事の関係もありますけど、独自にいろんなことを企画しながら、やっぱりボランティア活動にしても結構やっていますし、行政にもいろいろ提言もしっかり寄せてくれておるといって考えてみますと、結構自分なりの考え方は持っているのではないかと、また、意見を述べる機会もあるんじゃないかなと一方に思うわけです。

ちょっと長くなりますけど、かつてはですね、消防団、有無を言わず、言葉は悪いんですけど昔は有無を言わず、あるいは活動するのが当然であるという感じで消防に入ったわけですけど、私たち、議員の皆さんの先輩方もそうかと思うんですが、あくまでも、これは確かに自発的な参加であるということではあるわけです。これが、なかなか今現在、この減少がですね、今173人でしたか、きのうお話があったとおりですけど、定足をだんだん数を減らしながら活動が少なくなっておる背景というのは、一つはですね、物理的な問題があると思いますね。夜勤ですとかサービス業に携わる若者っていうのは、やっぱり時間的に無理であると、特に土日に特に団の活動なんかが多い、夜間出勤が多い団にはちょっと入りにくいというようなことでためらう傾向があるのではないかとこのことを思います。

けども、そういう現状でもですね、1軒に2人とか結構積極的に、地域活動という意味で結構積極的に入っている若者も私も知っています。ですから、おかげなことに、確かに条例の定足数からいくとちょっと少なくなってきたはおりますけれども、人口比から言えばですね、結構団の規模としてはきちんと維持をしてあって、一生懸命やってくれておると、若い人たちはというような思いもあります。

参画がない参画しない人っていうのは、結局ですね、現在の自分、あるいは将来の、何だ、将来の自分の生活、自分の家族、そういったものに対して、今いろいろ発言をしないとですね、しないことが別に今の生活の中では特に関係がないと、将来に結局かわってきているんだよと、だけどねというようなこととの、その接点があかめていない、わかっていないという言い方はないんですけども、じゃないかなというふうに、つまり、だから自分の中でのいろんなところに参画することがどうしても必要であるっていうような認識が持っていないということになってしまうんじゃないかなというふうに思いますので、思いとすればそうなので、だとすると、結論を言うつもりはありませんけれども、だとすると、やっぱり行政側とするとですね、例えばですよ、例えば行政側とすると、そういう人たちもやっぱり当然村民の中心であり、納税の中心の皆さんであるし、将来の村を当然背負っていくっていう一番の働き手の若い人たちですから、やはりそういう皆さんの声が聞こえたり参画ができるような工夫は、できるだけこっち側とするとする必要がある、物理的に無理だとしたら、そういうことは思います。

何といいますか、今ちょっと若い人たちの夜勤だとか、いろいろやっぱりありますので、いろんなことに参加する、みんながこう、昔から確かに夜勤はありましたが、

○8 番

参加できるっていう状態が非常にこう、物理的っていうか、社会的にこう、うまくそういうふうになっていないんじゃないのかなっていうことも一方で思います。

(大原 孝芳) 今村長のお話の中で、私の意図としてはですね、例えば、何ていうんですか、いろいろ村の会議とかですね、いろんなワーキングチーム、ああいったところにも参画するとかだけじゃなくて、つまり、物を考えてくるとですね、そうすると、それは村をよくしようっていうようなことを考えているうちに、じゃあこういう議場ですね、つまり、議員になってね、少し政治に興味持ってくるとですね、そうすると、例えば自営業の方だったらね、それなら少しはハードルが低いんですかね、例えば議員になってね、少しこういうふうにして一般質問したり、いろんな面で自分の主義主張をしたりですね、そういう人たちが増えてくる土壤がですね、今なかなかないんじゃないかなっていうようなことを思って質問しているけど、そういう若いものばかりじゃないよっていう話もありまして、ちょっと2問目へ行くと、また話がもっと具体的になると思うんですが、喬木村はですね、これも本当に全国版でですね、大きく報道されました。12月議会からやるそうですが、夜間・休日議会をやるっていうことでね、それから、喬木村の村長も一応、職員の労働組合あたりも大筋ね、やりたいうことで、議会が提案したんですが、やっていけそうだったということで報道されていたんですが、その喬木村の意図はですね、例えば、私たちも例えば過去に夜間議会とか休日議会っていうのは話はしたことがあります。その目的っていうの、私たちが話してきたときの目的は、議会なりね、こういったところに住民参加を促すための夜間議会であったり休日議会だったんです。だから、傍聴者を増やそうとかですね、ぜひ私たちが、議会が何をやっているか見てほしいと、そういう意図の議論でした。しかし、今回喬木村がやろうとしていることはですね、若い人たちをね、議員にさせようっていう、つまり、去年でしたかね、喬木はあったんだそうですが、非常に議員も高齢化していると、それから無投票だったとかですね、そういうこともあったそうですが、そうすることによって、例えば夜間、平日やることによって、若い人たちも、サラリーマンをやっている議員になった人っていうのはそんなに私も知らないんですが、自営業の方とかですね、それだったら少し議員になるね、ハードルは低くなるんじゃないかっていうようなことを喬木村は目的として今回提案しているって、その議長は言っているわけなんですね。それで、村長も当然御存じだと思うんですが、中川村にそれを持っていくことが一番すぐは、私はちょっと異論があるんですが、村長は、その喬木村のですね、この試みっていうのはどんなふうにお考えでしょうか。

○村 長

あくまで喬木村の取り組みについてどう思うかという感想になってしまいますので、喬木村議会をどうのこうのするという意図はないということで、まず私の感想からお聞きをいただきたいと思います。

まず、出発点は、やはり新聞でも読んだんですけど、まず村議会議員選挙6月に行われたそうですけど8年ぶりに無投票だということで、議会に対するというより、議会に対するというよりですよ、村議会議員の仕事に対してやはり村民の方々が関心がないんじゃないんだろうかという、非常にこう何か心配感っていうか焦り、議員の皆

さんの、議会自身の、まずこれがあったというのが一つと、もう一つは、立候補した候補者の方の構成年齢が40代がお1人で、それ以外は全員年齢の高い方々で、退職したやはり方が立候補するっていう傾向にあったと、これは失礼ながらやっぱり私たちの議会にもそれは当てはまっておろうかと思うわけでありませけれども、そういう傾向が強いことで若人がやっぱり立候補できていない、40代がやっとお1人ということですから、だから、そういうことから、やっぱり議会にもっと目を向けてもらいたい、議会の仕事って何だ、議員の仕事って何だっていうことで、まずそこるところから目を向けてもらいたいがために、議会というところで、皆さんがもし仕事が忙しくて、あるいは自営業やなんかで平日は無理だということであれば、せめて土日くらいはきっと休みがあるだろうから、そこるところへ出て議会をやって、どういうことをしているんだかぜひ来て見てもらいたいというのが発端だと、くどくなりますけれども、だと思っんですね。そのことに関しての議会の決断については、私は大きいかなというふうに思っています。というふうに感じました。ですから、多くの村民の皆さんがですね、議場に足を運んで、運べる機会をつくったということは、時間的には、物理的につくったということは意義があることだろうというふうに思いますし、中堅どころの、それこそ村民の皆さんに目を向かせる効果というのは大きいんじゃないかなっていうふうに評価をするわけです。ただし、ただしですけど、このことですね、本当に議会議員の方の仕事がわかって、自分のぜひ議員に村のいろんな政策、やろうとしていること、村づくり、それからいろんなことに参画をして決めていこうというような人が出てくるかどうかっていうのは、ちょっと疑問ではあります。村づくりですとか地域づくりですとか産業の振興、こういったことを考えて行政にあり方を提案していくという、その議会議員としてのですね、仕事、そういうことに、やっぱり自分も、もし若い方も含めてなろうというふう考えたときに一番ネックっていうと何かかっていうと、やはり生活との両立ができるだろうかかっていうことと、もちろん前半の喬木村議会の取り組みは、議会議員の仕事ってやっぱり議会活動ばかりじゃないんだろうけど、主なところではそのことがわかるということでもいいんですけど、あと、じゃあ自分が本当にそのことで、じゃあ私もぜひというふうに思うかどうかっていうことは、やっぱり生活との引きかえといいますか、そういうことが大きくなってくると思いますので、あとは結局努力だからっていうと、結局仕事として議員をきちんとやっていただくという格好と、今の言い方は変ですけど、議員歳費のあり方のこと、議員歳費っていうのも、当然そのことを仕事としてやることですから、当然の報酬として評価され受け取るべきことでありまして、仕事との両立っていうのは非常に難しいんだけど、そのことも含めて、やっぱりこの歳費のあり方にどうしても行ってしまうかなというふうにも思っています。

○8 番

(大原 孝芳) 今、そうですね、喬木村の件でね、私たちがとやかく言うことじゃないんですが、これほどクローズアップされたっていうことはですね、やっぱり、やっぱり一つのハードルをですね、下げるっていうことにおいてね、新しい試みだっていうことは確かだと思います。

今村長言われたように、私も、例えば議員ってね、何をやるのが、議員の仕事って何っていろいろ本には書いてあるんですが、やっぱり切りがないと思うんですよ。ですので、例えば、例えば若い人たちがなってね、例えば仕事と議員の仕事っていうのをちゃんと分けて、すみ分けて、ここはっていうか、そういうものではないと思うしね、ですので、今村長言われたようにね、そういうことではないと思うので、ただ、若い人たちが一步踏み出すね、そういう道を開けてやったっていうことは、私は一つの試みとしては評価できるんですが、私たちが常々いろいろ研修を受けている中ではね、やっぱり議員の仕事って本当にもう切りもなくあって、や、どこ、エンドレスなんですよ。例えばやる、やればあるし、やんなきゃやなくて済んでいってしまうっていうね、そういうことですのでね。

それで、職業として議員としてやれるっていうのは国会議員か、県会議員も生活できますかね。ですけど、地方議員はなかなかね、そういうことをできるような金額はなかなかいただけないだろうし、それで、私たちも議会の中で、活性化なんかで、自分たちもね、議員報酬を今 17 万 5,000 円いただいているんですが、それをね、例えば今上げようとするのはね、なかなかハードルも高いと思います。それで、過去に合併問題があったときに議員歳費を下げた経緯もあります。それから、あと定数の問題ですよ。つまり、過去に 16 人いた議員がですね、ちょうど合併問題のさなかに一応 16 を 10 にしたっていうね、だから、大学の先生やなんかもいろいろお話を聞きますと、やっぱり議員報酬の問題、それから、やっぱり定数ですね、やっぱり下げ過ぎたためにですね、逆に出にくくなっているっていう、そういうこともね、大学の先生は言われていました。したがって、私は、こういう喬木村の事例とかですね、そういうことをいろいろ研究しながらですね、これから将来中川村の議会のあり方っていうのも、一緒にぜひ村民の方もね、一緒に考えていっていただきたいと、それで、なかなか私たちが住民懇談会やってもね、この問題についてはね、なかなかちょっとタブー視されちゃって、なかなか話が出ないんですね。ですので、現在やっている我々議員だけの問題じゃないもんですから、ぜひ、その議員報酬の問題もですね、もう必要なものはきちんとして必要として、これから下げることも上げていってあげるっていうことのほうがね、私はいいいんじゃないかっていうふうに今考えていますので、ちょっと質問はしませんけど、それから、最後、今の 3 番目のほうに移りますが、私もこれを質問するに当たっていろんな新聞記事等で見たんなんですが、ちょうど今平成 29 年ですので、平成生まれの方が 29 歳ですかね。それで近々元号が変わるっていうことでね、平成と昭和って、いろいろ考えるような記事がね、さきにもずっと連載されていまして、それで、ちょうど平成生まれの人たちがね、今ちょうど 29 歳とかですね、そうなったときに、その彼らがこれから何をやっていくかっていうのは、記事の中でですね、現在、ちょっとここに書きましたが、愛知、愛知県の新城市ですか、で若者議会っていうのをやっているっていうことがクローズアップをされまして、これは非常に、インターネットで見ますと四角く大きく出ていたんですが、これの特徴は、例えば中川村でも子ども議会っていうのをやったりですね、そうした中で、これ、

ちょっと特徴的なのは、そのやった議会の、若者議会は、ええとね、16 歳ぐらいかな、それから 20、上限が 29 歳とあって、いろいろ設けてあったんですが、そういう人たちがここで臨時議会を開いて、それで議決したことについては、理事者側は予算を、それに対してよしとしたものに予算をつけたと、っていうことが話題になって、今いろんなところで視察があるっていうようなふうに、何ていうんですかね、ネットなんかでは書いてあります。したがって、これはほんの一部の例なんですが、やっぱり私も子ども議会っていうのは非常にすごい大事なプロセスだと思いますし、教育委員会の学校側の許可がいただけないとできないんですが、やっぱり住民がですね、この議会の中の仕組みっていうものをですね、やっぱりよくわかっていて、それで、予算執行に対しては、議会の役割とかですね、それから庁側とのこういう問答をですね、十分知る中で、ああ議会って大事どころだなあ、それで、そういうことをね、やっぱり認知していただくっていうことはすごい大事だと思います。そして、ましてや、それに対して予算がね、ちょっと私、法律関係ちょっと調べてないんですが、それに対してもつくと、ちゃんとね、その臨時議会だか模擬議会ですかね、つくっていうことをちゃんとやっているっていうこともね、これは非常に勉強する価値のある事例じゃないかと思うんですが、もし村長、これ、もし、その新城市のですね、行いに、もしちょっとコメントがあれば、ちょっとお話聞きたいと思いますが。

○村 長

この質問をいただくと同時にですね、こんなような記事が朝日新聞だったと思いますが載っていたので、参考にとということで議員さんから提案というか、記事のコピーを見せていただきました。これについて、ちょっと新城市のその記事、1 面でしたけれども見ましたら、市長さん、市長さん私より 2 つか 1 つ大きい方ですね、歳が上の方です。新城市、今人口 4 万 7,000 人というふうにありましたが、将来このまま行くと新城市として成り立たなくなるというような、愛知県の東部っていうんですかね、の地域の市でありまして、まず一つ市長自身はそのことに非常に危機感を持っておるといことと、今まで政策をどんどん進めてくる中で、若い人のことをまったく考えずにというか、踏み台にして自分たちは今までここまでやってきて、これからは人口がどんどん減っていく、日本社会が後継者ばかりになって——ばかりになってっていうか、高齢者が増えて若い人たちが少なくなるにもかかわらず、政策として、我々高齢になっていく者たちが道を開き、そして将来を決め、若い人たちがこれから担ってもらわなければならないにもかかわらず、そういう人たちの意見を何も聞いてこなかったんじゃないかという、そういう思いが非常に強かったという、そのことがまず発想として、まず、いや、はっきり言って驚いたというか、大したもんだというふうに思いました。そういうことがあったので、市長は最初に、やはりこれから将来を若者に担っていってもらって、そのために、やっぱり若者も高齢者もいろんな人が参画をして、何ていうんですかね、新城市をつくっていかにかあいけないということで条例をつくったようなんですね。それは、新城市若者条例という条例に若者はこういうふうにするにやいかんとか市民はこういうことをしにやいかんという、そういう基本的なことをやっぱり述べてあるんです。これをつくって、同時にですね、今お話が

あったように、若者にもぜひ予算を配分してもらい、配分することに使い道をぜひ決めてもらいたいということ、要するに新城市若者議会条例という条例をつくって、そこで市長が答申をするんですね、こういうお金がこれだけあると、これについてはどういうふうに使ったらいいだろうかっていうことをこの皆さんに考えてくれと、そのための答申でありまして、議会をやって議決をしたというのは、本当は地方自治法でいうところの議会じゃございませんので、ただ、諮問をする議会で、それが大きく1,000万円だったと思いますけど、市民税を、これをどういうふうに使ったらいいか提案をして、若い人も議論をして、議会の中で、その若者は20ですけど、選ばれてきて、その中で議論をして、こういうふうにしたらどうかということを決めて、これを市長に答申するというような議会だったと思います。ですから、この新城市若者条例と新城市若者議会条例っていうのが平成26年の12月24日に交付されておるようでありますので、セットになっておってできておるということでありまして、発想もすぐければ、参加をしてくるその、新聞によりますと、ある若者議会の中心メンバーの一人が、やはり海外で若い人といろいろ国のあり方とかいろんなことを議論したときに、自分が全く自分の住んでいる新城、日本はこうあるべきだっていうことを全く言えなかったと、ほかの国の人たちはどんどん言っているんだけど、これでいいのかっていうことは一番衝撃を覚えたっていうことから事が始まっておるようでありまして、たまたま市長の思いと、そういう方がいて、うまく一致したっていうこともあるんでしょうけど、とにかく新城の市民にも若者にも、議会に対してもそうですけど、すべてすごいなというのが、脱帽したというのが感想です。いいですか。

○8 番 (大原 孝芳) よく勉強していただいて、よかったです。

一つの例なんですけど、つまり、どこの地区でもですね、やっぱりそういった面で悩んでいると思うんですけど、こういう先進地があるものから、ぜひ私たちが参考にさせていただいたりですね、それから、やっぱりこの問題っていうのは、やっぱり少子化の問題とかですね、これから本当に大きな問題になってくると思いますので、ぜひ、私は、こういう話を、ちょっとタブー視したくなるようなね、いろいろ話なんですけど、ぜひですね、もうどんどん言っていけるような、その中川村の雰囲気っていうんですかね、そういうことも構築できればいいかなっていうふうに思っています。

では、最後の問題に入ります。北朝鮮のJアラートの運用についてということで質問したいと思います。

今議会でも村長のほうからも北朝鮮のミサイル発射についてのお話もございました。8月29日に、6時少し前ですかね、Jアラートということで、初めて私たち耳にしたんですけど、警告が出されて、そしてよく、何のことだかよくわからずに、私はまだ布団の中にいましたので何事かなあと見て見たんですけど、ミサイルが上空、日本の上空を飛んでいるで気をつけろという話でございました。ここにも書きましたが、このミサイルっていうのは、新聞報道ですので、ミサイル発射して4、5分でJアラートが作動、作動したそうなんですけど、そして間もなく、もう何分後でしたかね、その後、落下物に気をつけろだとか、あれですかね、丈夫な建物に入りなさいとっていうこと

が二度あったような気がします。そうしたときに、私の感想としては、聞いてから、何のことだかよくわからないもんですから、中川村の村民がどんな行動をとったかっていうのは、逆に聞いてみたいくらいなんですけど、非常に後々考えてみれば本当にちょっとおかしな話で、全くおかしっていうよりもよくわからない放送だったんです。つまり、私たちもJアラートを入れるっていうことについては、議会の中でもいろいろ私たちがやっている中で、そういうことが整備されるって話もいろいろ聞いていましたので、どっちかっていうと地震とかですね、大きな災害についてはね、いろんな告知されるんですけど、ミサイルでやるってことは私たちも想定、想定していないっていいですかね、ですので、どういうことかっていうことが全くわからずに、今現実問題としてJアラートが作動したっていうことなんです。したがって、住民の避難等の対応は無理であったと思うし、住民も相当困惑したんじゃないかっていう私の想像なんですけど、その時点で、村長はですね、これを余り、何ていうのかな、感覚的にですね、何事かっていうことはすぐ、村長ですので承知しておったかと思うんですけど、どんなような、瞬時はどんなような感想をお持ちだったのでしょうか。

○村 長 6時ちょっと前から畑に行っておりまして、そこで聞きました。最初に警報が鳴るんですよ。警告、警報っていうか、昔空襲警報ってあったじゃないですか、あれをちょっと、もう少しね、ああいうふうじゃなくて、音を低くした何とも不気味な感じの音、これが鳴ったんで、すぐ私は思ったのは、あ、ミサイルかなんか飛んできたかなというふうに思いましたら、案の定でありまして、あの放送が入りました。それで、おっしゃるとおり、外にいる人は安全な、確か堅牢なだか何か、そうだ、頑丈な建物か地下室に避難してくださいというような機会音声が出たということで、それで、私もこういう立場ですから、何かあってはいけないということですからすぐうちへ帰ってテレビをつけたというふうなことでありまして、そして見ていましたらテロップが流れていまして、それで、ああ、北海道から、そうそう、そのときには北海道から何だ長野県の県名を言って、その上空がどうも危ないようなことを言っていたということは聞いておりました。6時12分ごろですね、北海道の上空を通過して襟裳岬の先の太平洋に落下した模様とテロップが流れたので、安心したと同時にですね、また北朝鮮はやったのかというふうなことを思ったということです。

この警報そのものはですね、これは非常に不気味でしょうがないんだろうけど、警報音っていうのは、確かに警告音なんで、むしろドキッとすると、外にいる場合ですよ、中ももちろん流れるんですけど、エコシティーのあれを通して、インパクトはあるなど、国民保護法っていう法律のもとにですね、政府がやっている警告を発するやつですから、中身のあり方はともかくとして、必要なかなあと思いましたけど、ぞっとする内容ではありませんでした。

○8 番 (大原 孝芳) すみません。ちょっと時間が短いのですみません。

あと、次にですね、村の対応っていうことで、ちょっと実際とった行動とですね、例えば防災訓練にはですね、防止計画にはね、なかなかミサイルの攻撃なんていうのは入っているかどうかちょっとわかんないんですけど、そこら辺の現状、ちょっとお知

○総務課長 らせ願いたいと思います。現状とった対応等。  
 当日の経過、申し上げます。  
 お話にありましたように、5時58分ころに北朝鮮からミサイルが発射されたという事実を受けて6時2分にミサイル発射情報というのが流れた、Jアラートを使って流れたということです。それから、2回目の放送は6時14分、ミサイル通過情報です。これは消防庁からの報告であります、そういった経過がございます。  
 それで、中川村はといいますか、全国の自治体もそうなんです、それぞれ国民保護計画というのを作成しております、中川村でも平成19年の2月に策定しております。その中で職員の参集基準というのが定められておまして、当然ミサイル発射というのも既にこの国民保護計画の中には、村の計画の中にも入っております、それを想定をして、こういった事態になった場合には、まずは担当職員が役場へ来るというふうになっております。それで、6時16分に職員が役場に来まして待機をしました。745分まで待機をして回避をしたという経過でございます。

○8 番 (大原 孝芳) 村のですね、対応っていうのもすごいと思うし、私たち議会も防災もすを持つっていうことになっているんですが、そこまでちょっと想定していないんですから、ちょっと非常に学習になると思います。  
 それで、最後になるんですが、③に書きましたが、Jアラートがですね、例えば、つい最近も鳴りそう、飛ばしそうだって言っておってね、じゃあいつなるのかなあと思っちょって心配しておったんですが、やっぱりちょっとね、私は国の、国が指示んですが、③に書きましたが、Jアラートがですね、例えば、つい最近も鳴りそう、ないんです。例えば、北海道を飛んでいるのにね、何で長野県までね、鳴らすのかって、12道県が網羅されたっていうふうに書かれています、です、これをですね、例えば、各いろんな新聞においてはね、もっと挑発に対してきちんとね、アメリカと同じようにきちんとやれっていうところもあるし、もっと外交的にね、しないといらいことになっちゃうよっていう話もあります。私は、どうしても外交的なね、ここにも書きましたが、努力でとめていただかないとですね、必ずしやね、アメリカ本土は絶対戦争しませんよ。絶対、日本とね、韓国とめるようにして考えていますので、何か始まればね、必ず日本が無傷であるとは私は絶対考えていません。です、アメリカはね、無傷でいたいんです。本土でね、本土では絶対やりませんから、ぜひね、そこら辺については、変なね、だから、これに対する訓練を村でやるとかですね、軽井沢町では計画しておるそうですが、変に住民をね、あおるようなことではなくて、きちんと外交努力でやってほしいと思いますが、村長はどんなようにお考えでしょうか。

○村 長 きょう、今朝未明ですけど、国連安全保障理事会で決議がされたようです。その決議の中を見ると、やはり、どうも経済制裁っていうことも考えてはおったようですが、どうもそこまで行かない、まず警告を発しないと、警告を改めて国連、国はこう思っているっていうことを発すること、一方的に追い詰めることはどうも難しいだろうということですから、アメリカも恐らくですね、これからは、どこか外交の中間へ

入ってくれる国とか、結構手挙げが始まっていますので、そういうところでもまず交渉の糸口っていかを見つけていってというのが国連の考え方だと思いますし、私もそれがいい方向だというふうに思っております。

○8 番 (大原 孝芳) 以上で終わります。  
 ○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。  
 ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分といたします。  
 [午前10時53分 休憩]  
 [午前11時05分 再開]  
 ○議 長 会議を再開します。  
 休憩前に引き続き一般質問を行います。  
 1番 高橋昭夫議員。  
 なお、高橋議員から議場内への資料持ち込みの申し出がありましたので許可してありました

○1 番 (高橋 昭夫) 私は、通告をいたしましたもの、1つは、6月の定例、定例会で質問をして質問をできなかったもの、それに含めて2つについてお聞きをしたいと思っております。  
 初めに宮下村政のこらからの考え方ということでお伺いしたいと思います。  
 昨日の、私ホームページについてちょっと最初にお聞きしたいんですけども、昨日の質問と答弁をお聞きしていると、村長の答弁の中に、メールといいますかね、メールを引き出しをして、そのものを参考にされる、情報をつかむという形のものがありました。大変役に立つものでもありますが、この村の中においてそれをどのぐらい活用されているのかということについては未知数ですが、これからはそういうものがさらに重要視されると思います。  
 そこで、村の情報源として村民に親しまれるホームページについて、役に立つホームページについて村長はどう考えるか、まずお聞きしたいと思います。

○ 翻 翻 えとですね、まずメールを参考にというふうにおっしゃられましたけど、私が参考にしたっていうか、メールもあるんですけど、インターネットでの(高橋議員「検索」)ええ。記事を主に見たということですので、ちょっと訂正をお願いしたいということ、親しまれる云々をどういうふうに考えるかということでもありますけれども、これについて質問が項目にはありませんが、親しまれるかどうかは別にしてですね、言い方変ですけど、村のやっぱり、っていうか、行政の代表としての発信は、村民の皆さんほか、広くやっぱりやらなければいけないことがあるという認識ではありますので、そういう立場で考えております。

○1 番 (高橋 昭夫) 親しまれるといひます & いに利用してもらおうという意味では、ホームページ、重要性あると思います。  
 村長の部屋というのがあります。これにつきまして、前曾我村政の折にはといひますか、曾我村政を継承すると宮下村長は言っておられますので、そのものを含みにお聞きしたいと思うんですけども、村長の部屋コーナーには、現在ですね、これちょっと

と前かもしれませんが、4点ほど示されております。村長からのメッセージ、村長への手紙、これについては、村政について考えるという意味ではですね、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○村 長 村長からのメッセージについてまず申し上げますと、ちょっと過去は、発信は3回であります。村長就任に当たってから始まって、中川村の戦没者・戦争犠牲者追悼式でのごあいさつ、それから6月定例会開会に当たってということで発信をさせていただいております。

それからですね、村長への手紙に関しましては、後でというか、またご質問いただいたときに、きちんと方向やら、こういうふうに村民の皆さんに周知をさせていただいて手紙をお願いをしますということで取り組んでおりますので、また後で答えをしたいと思いますのですが、できるだけですね、さまざまな催しですとか、国・県・村主催での会議、大会での感想や主催者としてのあいさつ、こういったのはやっぱりできるだけ、私の考え方が当然入ってきますので、掲載をしていくように心がけたいと思っております。

また、どんな催しですとか会議に参加をして、どんなことを感想として持ったかということも、すべて報告する必要はないんでしょうけれども、できるだけ発信に努めていきたいと思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) この村民からの意見や要望、提案などの窓口という面でも生かされるかと、こう思いますが、曾我村政を経過を振り返りますと、この村長の部屋という、当初はですね、そういう話で始まり、村民も参加して始まったんですけど、村長個人の思想といいますか、信条といいますか、だんだんに外に目が行くという、村に目を向けるという形のものの内容が薄かったように思います。それだけに、村民も、何ていうんですかね、そういう形に心開いて、村のことをですよ、そういう形にはちょっと少なかったかなあと、こう思いますけれども、今言いました、その窓口として村長がどう考えておられるかお聞きしたいと思います。

○村 長 村民の皆さんに対しての発信を、考え方、行事への参加をしてこう思ったと、村は基本的にこんなことをこれから取り組んでいきますっていうことを村民の皆さん——村民の皆さんだけではなくて、これはいや応なく外にも開かれますので、これに向けた形では発信は続けていきたいと思っております。

手法についてはですね、村長への手紙の受け方ですとか、どういうふうに回答していくんだということ、こういったことにつきましては、きちんと方針を固め、また広報等でお伝えをしておりますので、詳しくは総務課長のほうからお話をさせていただきますと思います。

○1 番 (高橋 昭夫) 時間がありませんのであれですが、何ていうんでしょうか、先ほどもお話が出ましたけれども、村長が何を考えているのか、そして村長にどう呼びかける、あるいはこういうことを皆さんはどう考えておられますかと、今の答弁の中でも、何かから何までと、こういう必要性はないかと思っておりますけれども、こういうものに、私はこう思っておるが皆さんの声をお聞かせくださいというような形のもの、この

村長からメッセージの中にですね、入るかと思しますので、大いにそういう形の村民の考えを生かされるようなホームページを期待をしたいと思います。

次に、桑原地区での問題という形でお願いをしたいと思います。

これは過日の議会の全協でもちょっと話が出まして、そしてまた、ブッポウソウっていいですか、新ごみやなんかでもですね、環境保護といいますか、そういうような部分で提示されて、私も最近ちょっとお聞きをして、ちょっとびっくりしたわけですが、この問題が3年ほど前に起きていると、こういうことであります。産廃業者が桑原の土地を一部買い取った動きがあると、こう聞くわけでありまして。その目的は産廃処理場に生かそうという流れとも言われておると、そうであったら、もう至急にですね、歯どめの必要性があります。そうした形の流れといいますか、現状というものを村はどう把握をされているかお聞きしたいと思います。

○村 長 まずですね、産廃業者が一部土地を買い取っているということは事実でございますが、この業者の方はですね、産廃業、正確に申しますと、山林の買収を進めているのはN社と言わせていただきます。建設業者であり、木くず等の産業廃棄物運搬及び処理の許可業者ということでありまして、今話が出ておりますのは、建設残土を埋めるためにあの買い占めた土地を林地開発をして埋めたいというところでの話が進んでおるということであります。

27年、3年前からということでありまして、確かに平成27年に、直接その業者の方じゃないんですけど、違う業者の方が付近の山林の買収にかかって、その産廃という話じゃなかったんですけど、リニア関連の残土を捨てることを考えておるといような話から始まっておるということでございます。

○1 番 (高橋 昭夫) この今の問題をですね、地元の人たちにお聞きをしてみますと、いろいろな声が聞こえるんですけども、こういうことが聞かれます。3年ほど前に始まったんですけども、当初はある建設会社がリニアの廃土置き場にもというような含みを込めてお話があったと、それで、その折に皆さんが集まったときにですね、「いや、それ、リニアとそれ、廃土はJR東海からじゃないのか。」と言ったら「いや、それではないんで。」そしてまたブローカーのような方もついてですね、事が始まったということで、ちょっとなぜかなあという形を皆さんが抱いたと、こういうことであります。それで、それにおきまして、村長、今お話ありましたけれども、相当、相当に買収が行われた。5、6人。それで、ほとんどが買い占めたということで、一部買えないところがあると、こういうお話でありました。一方、ある住民の方のお話でありますと、やはり3年前に説明といいますか、そういうものがあつたと、土地の売買、これにつきまして断ると、ちょっと断る状況にあつたんですけど、そうしますとですね、村外の子どもに向けてですね、「売ってほしい。」と「そうしないとね、金がもらえない。」というようなね、そういう流れも経過の中にはあつたようです。それが業者でなくて、売った人がですね、その人が今のお話のように「お金がもらえないので、ひとつ。」という願いを含めた電話ですね、遠距離、そういう形も経過にあつたといひます。その人は何かといいますと、住む人がだんだん減っていると、桑原ですね、特

に、降ってわいたように、土地売買のですね、話が出て、こんないいところだったのに恐ろしいことで悲しいと、1人や2人が反対をしてもおっつかないと、この歳になって大きな問題を抱え暮らすのは嫌だというか、そういう不安をですね、持たれているのが、私は今実態ではないかと思えます。ただ、この中にその地元の人たちが思うのは、桑原は該当になっていないかもしれませんが、その近辺総体がですね、県立自然公園になっているんですね。ですから、そういうようなものも、やはり何か加味して、ここが侵されないであろうという願いを持っていると、こういうことであります。もう1人の方が、この法律に基づいた場合には、やっぱしだめとは言えないと、が、地元は絶対反対としていると、住民からは業者との直接対立というのが角が立つていう、やっぱし相手を思う気持ちは結構持っております。

そこで、行政が中心、中立になってですね、丸く収めてほしいという願いがあります。今後の状況によっては、宮田も違う課題的かもしれませんが、地元との反対運動や住民運動なども考えられると、こういうことになるかもしれませんが、行政としてですね、どう指導されるのか村長にお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、最初の質問のときにちょっとお答えをしようかと思ったんですが、産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理をするということがあるとしたら問題で、これは何とかしなければいけないというようなことをおっしゃったと思えますが、何にしてもですね、産業廃棄物については処理法という法律がありますし、手続をきちんとした上で許可をもらわない限りは埋めることができないということは、何にしてもまずありますので、まずご理解をいただきたいということと、あの地区に関しての村の立場という言い方ではありませんけれども、あくまで、今来て、話が来ておりますのは、林地を所有をした業者が林地を開発をして建設残土を埋めると、埋めるについては、こういう方法で埋めたいということで、今地元にも説明があり、きちんとした説明は正式にはまだないわけですが、説明があり、林地開発として県の指導を、こういう書類を整えなさい、こういう設計上の安全を満たしなさいということで指導を受けておるということでありまして、これを反対をっていうか、どうやって行政が皆さんの不安な気持ちを担保して先頭に立っていくかどうかっていうことを今言われましたけど、あくまで、これは今林地開発の問題でありますので、そういう中で手続としてきちんとそれが進めるかどうかっていう立場で行政は指導をすると、こういうことをクリアしなければいけませんよということであります。

もちろん地元の皆さんの反対であるという気持ちは十分承知しておりますし、おりますが、村とすれば、そういう形で今話を業者には指導をしておるということでございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 現状をですね、確かな確認をしていただいて、相当地元でも不安を持っておりますので、安全といいますか、そうした面で地元と大いに連携をとって今後進めていただきたいと、こう思います。

通告にも示してありますが、この土地問題ですけども、高齢化や村外転出者ですね、などで土地を売りたい人がいたり、あるいは簡単に売却をしてしまう、これは地

区外売却、そうしたようなものを考えますと、大変危惧をされるわけでありますが、今後の土地開発行為、支障、問題点、道路とか、何になるかわかりませんが、そういう将来を考えますと、こうした土地売買についての牽制といいますか、注意しなければいけない問題は大変多いと思えます。現状が、この土地売買ですね、そうした形のものがどんな状況なのか、そして村として今後の対応っていうものをどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、大きくいいますと、土地の売買につきましては法務局から送られて参ります土地建物登記済通知書、こういったものが送られてくるわけでありまして、この通知書の中身によって知ることはできます。これはあくまで固定資産税の管理のためのコンピューターシステムに入力をしなければいけない、そうしないと課税をAさんからBさんに、課税をAさんのままにしてしまうという場合もありますし、地目が変われば、今度は変わったで課税の額が今度は変わってまいりますから、そういうためのためにやっておるということでありまして、地区外の方ですとか、村外者をですね、逐一把握するっていうことは非常に困難なことでございます。

それから、ご承知のとおりですけど、土地の売買は自由でありますので、ちょっと条例で規制するっていうことはなかなかできないということでもあります。

ただ、売買行為に規制はできませんけれども、一定の面積を超える土地取引をした場合にはですね、届け出が義務づけられておりますので、そのことによって土地取引の目的を知ることができるということでございます。まず国土利用計画法があります。都市計画区域内におきましては5,000㎡以上、計画区域外であれば1万㎡以上での土地の所在をする市町村長に届け出が要るといえることがあるようであります。それから、農地に関しましては3条4条で、改めて申す必要はないかと思えますが、そのことによって把握することはできると、森林の取得に関しましては面積にかかわらず村長に届け出を行うっていうことになっておりまして、なかなかそれがされませんので、広報等をお願いをしておるわけでありまして、この今言いましたのは、3つの方法によって、届け出によって知ることができるということでございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 土地の取引というのは大変重要なことで、後で取り返しがつかないといえますかね、そういう問題を抱えていると思えますけれども、先ほどの、その例えば——例えばといいますか、桑原の土地所有者がですね、子どもへのやりとりのときにですね、今高齢化していますから、お年寄りはお前の子どもに「お前、お前のいいようにやればいいじゃないか。」と「お前考えてやってくれ。」というような感じのもの、それが今度、逆にはですね、子どもからしますと、ここから離れていますから余計にその考えが複雑であり、軽いのかもかもしれませんが、おじい、あるいはおばあちゃんのね、「どうでもいいから、売りたいれば売ってね、思うようにやられたらいいんじゃないの。」というようなやりとりが割合多いんですね、現状の中においては、そのぐらい、土地の価値観っていうか、山の未来というか、そういうような形においては、何しろ所有地を処理するといえますかね、そういう空気も漂っておりますので、そういう形が、今お話があったように、どこかでストップっていうか、牽制されれば

いいですけどもっていう意味で先ほどお話申し上げましたけれども、そんなことも含み、いろいろ指導を、行政指導をお願いしたいと、こう思います。

次に、村の動植物保護と環境保護をどう考えると、こういうことでありますが、私、前にも質問を何回かその場でさせていただいておりますが、美しい村って一体何だと、例えば町じゃなくて村ですね、宮田村にばかり、南箕輪村にばかり、下伊那でおける豊丘にばかり、私は、どこもですね、日本で最も美しい村であると、こう思います。それゆえに中川村がどういう評価でこの日本で最も美しい村に縁を持つようになったかっていうのは、今までの中でも経過を知っておりますのでね、そのものはありますけれども、じゃあ本当にほかのところはっていうときに、一体この美しい村加盟をですね、どういうふうに、どういように生かすのか、あるいは村民に、きのう2番議員もちょっとお話がありましたけれども、美しい村認識っていいですかですね、景観の美化だけじゃないんじゃないかと、そういうような部分のものの掘り下げを、これはやっぱり村民にも知っていただいて、その置きどころっていうのはすごく大事だと、こういうお話ありましたけど、私はそれ本当大事だと、こう思います。その面についてお聞きをしたいと思いますが、中川村が加盟する日本で最も美しい村について、9年前ですけども、村民はどんな認識を持たれているのかを考えたときに、外見的でない内面、相手の身になる思いやり、動植物の保護や環境の保護など、きょうの中川村の自然に対する愛着と畏敬の念、これは謙虚とか厳粛な気持ちと、こういう内容がありますが、を大事にしていくことが美しい村につながる、それにふさわしい心の置きどころに思えて私はなりません。そんな視点で、ちょっとしたことかもしれませんけれども、自然といいですか、そうした形に目を置いて幾つかをお聞きしてみたいと、こう思います。

最近長野日報の新聞報道でブッポウソウの営巣、巣ですね、その記事が出ておりました。県内トップの数字と、こういうことで、17つがい70羽が巣立ったという内容でありました。村で4年前にこうして発足をしました野鳥の保護団体の活動の成果と、いいですか、このご努力というのは大きく評価されていいんじゃないかと、こう思います。

それで、その後のブッポウソウや絶滅危惧I B類っていいですか、クマタカですかね、それから希少鳥類特別展っていうのは皆さん御存じのように伊那の合庁で行われ6月公開されましたけれども、これはいずれも中川からのもので、絶滅危惧種の保護や野鳥保護、愛護、保護について考える機会であったと、こう思いますし、そう評価されたと思います。

そこでお聞きしたいのは、村内動植物の生息状態はどう把握されているか、そして、その保護策は具体的にどう進めているのか、その点をお聞きしたいと思います。

まず、振興課としての話としてお願いをしたいと思います。

振興課としましては、村内の植物の把握っていうものは行っておりません。植物の確認につきましては、村誌自然編を参考にして行っております。

県の希少野生動植物保護条例では、希少野生動植物を保護することは県民の責務と

規程をしております。

条例では2段階の指定を行って保護施策に取り組んでおります。指定希少動植物については80種、これについては、捕獲、採取、殺傷などをするような場合は県知事への許可が必要になります。うち特別指定希少動植物20種については、捕獲、採取、殺傷などについては原則として禁止をされております。

林道また作業道等の工事や陣馬形等で行う育樹祭の開催時には、事前に有識者へ同行をお願いしまして、保護すべき植物の確認を行ってから作業を行いまして、希少植物の保護は努めております。

鳥獣につきましては、その対策の必要性から、猿については村の農作物被害状況調査等をもとに生息状況を推測をしておりますけれども、その他の鳥獣につきましては、移動もありまして生息状況を把握はしておりません。

県の林務課では、出会い数調査や、キジ、ヤマドリについては使用数を報告をしなければならぬという中で報告を受けておりますけれども、正確な生息状況については把握できていないというような状況だそうです。

先ほどもありましたけれども、県の天然記念物でありますブッポウソウにつきましては、上伊那振興局の取りまとめでは中川村には営巣数17つがいを確認をしております。

ブッポウソウにつきましては、平成17年に希少動植物保護条例の特別指定希少動植物に指定されたことによりまして保護回復事業計画が策定をされております。この中では、巣箱の設置に取り組むといったところが記載をされております。

村でもブッポウソウ里の会の皆さんによる巣箱の設置がされてきており、本年7月には県から県産材杉材の提供を受けるなどして53個の巣箱を設置して保護を進めてきております。

なお、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについては、県の特定保護管理計画に沿って保護、管理を行っております。

○1 番 (高橋 昭夫) 今のご説明は、他の市町村も、県の指令といいますか、そういうも  
とずで行われていると思いますが、私があえてお話をさせていただくというのは、中川村が日本で最も美しい村、つまり自然に目が届く、あるいは相手の身になるといい  
ますか、そういうような部分でいきますと、何ていうんでしょうか、村の単独ってい  
いますかね、そういう村独自で、そういう夢をはせた何か取り組みといいいますかね、  
これは政治か教育委員会かわかりませんが、やっぱりそういう向きに感謝をし、大事  
にし、そして、そういうことがっていうことは、中川村においては養命酒発祥の地で、  
これは、薬草の宝庫だからこそ、そういうものが芽生えているのかもしれないし、  
そうしたさまざまな、例えば宮崎学さんが、ああいう自然界で報道写真家というよう  
な形でですね、さまざまをやっておられますけれども、そういうような向きの刺激を  
受けたようなときにはですね、やはり村独自としても、そういう夢を何かつかまえて  
前向きにやられるというのが私は美しい村に大事なことかなあと、こう思いましたの  
で、お話をさせていただいたと、お伺いをしたいと、こういうことであります。

○振興課長

平成 16 年に村の自然の実態を調査し、研究をまとめた中川村誌自然編が発行されています。これは、私も余り発行物というのは、四徳誌もありますし、南向村誌もありますけど、なかなか、もらったときには使いますが、中のことほぎは、そこに至ったことはありませんけれども、今回これを（資料掲示）これ、今お示しした、500 ページありますかね、それで、冒頭にどういうことが書いてあるのか、そして最後にですね、どういうことが書いてあるかということがありますけれども、その折の、この動植物の、この写真というのがですね、これは見れば見るほどひきつけられる、それで、こういう努力っていうものをやっぱし無にしてはならないという、これにつきまして、ここにお示しをいたしましたけれども、編集調査委員 32 名の大変な熱意と努力ですね、3 年間ですよ、しかも、その写真を撮って、それもいろいろな角度から撮り、集積をされた中で、このものが出ていますけれども、これは私は村のダイヤモンドだと思うんです。それで、そういう編集後記にはですね、願いとして今後この本が生涯学習の進展に役立ってほしいという実に濃い編集後記が書かれております。これをどのぐらい注文されているのか、ひとしくですね、相当、1,000 部以上つくったといいますから、大変なパーセンテージかもしれないけれども、やはり、そのものを大いに見ていただくことと、そしてまた、このとうとい今の努力をされた向きのものをどう生かすかということが、やっぱし美しい村という形の中においては、過去ですね、「温故知新」じゃないけれども、そういうものの現実の記録というものを生かすということがすごく大事じゃないかと、こう思います。有効に活用されているかどうかと、そういう点でお聞きをしたいと思います。

○教育長 中川村自然編、村誌自然編は、当時 1,000 冊つくられまして、発刊当時に 850 冊が頒布されております。現在文化センターの書庫に 15 冊残っております。そうしますと 985 冊が世に出ているというふうに思われます。

ご指摘のように、発刊とともに村誌を学ぶ会が公民館の講座で行われまして、学び合っておるわけでありまして。村民もふるさとの自然に改めて誇りを感じさせられたことというふうに思います。

現在どうかということでありましてけれども、現在は特に講座の中で学ぶ会は継続をしておりますので、来年度そういう機会を持つことを公民館のほうと相談をしているところであります。

○1 番 (高橋 昭夫) 公民館、社会教育、大変なご努力をなされていると思います。7 月に発行されました館報、これには美里の桃澤正史さんのチョウの研究調査調査という形で、写真、そしてその思いというものを紹介されておりますけれども、中川村で見たチョウチョウは 85 種類と、こういうふうにあります、その後に関しても何か情報があったら教えてほしいという、その熱意はまだまだ高いようなので、そうした公民館活動も、私どもこういうのを見ると、何か救世主、救世のですね、人があらわれたように、お互いが喜びといいますか、ああ、うれしいなあという共有感、共生感があるんじゃないかと、こう思います。大いに生かしていただきたいと、こう思います。

それで、先ほどの、この分厚いんですね、これは自然編ですけど、村誌編さんの過程

で得た資料は教育委員会で保管をされていると聞いておりますが、今申しましたように、カラー写真が豊富で、過去の歴史民俗資料館の特別展では、こうしたものを披露されるっていいですか、現実に村民に触れてもらったというのは、見ていただいたというのはありますけれども、私は、やはりこれは、そうした宝というものを今後にも生かす意味で、やっぱしあれですね、文化展だとか、あるいは今度 60 周年ありますけれども、自然に触れるほど心が癒されるものはありません。ですから、そうした形で歴史民俗資料館じゃなく、体育館でやりますけど、そのものを全部っていうと、スペースの関係、ほかもありますから無理ですけども、そういう多少のポイントの重要なとか、見られるものを幾つか展示をし、こういうものを秘めた展示が歴史民俗資料館でやっているといいますと、やっぱし村民、あるいは村外者でもですけども、心を引き、目を引き、そこに足を向けてくださると思います。ですから、そんな工夫も込めてですね、やっていただきたいと思っておりますけれども、この再展示をして貴重な資料を有効に生かすという意味で教育長にお聞きをしたい。でき得れば、60 周年でも何でもいいですけども、こうしたやはり編集者は浮かばれるし、このことがすごく大事で美しい村に通じる、くどいんですけども、そう思います。

○教育長 展示をする資料と協力できるメンバーがあれば村の文化祭等に展示することが可能になるかというふうに思っております。その点、来年度村誌を再び学ぶ会というようなものが行うことができれば、その参加者が核となって進めることは可能かと、そのように思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、こう思います。

それから、次に移りますが、日本の国鳥キジ、私は、国鳥、キジが国鳥だとはちょっと思わなんだんですけども、NHKで大きくそれが紹介をされ、キジの美しさっていうもの、特に雄ですけども、こんな鳥だったかと思って、よく私のうちへもよく来るんですけども、見ますと本当に鮮やかであるし、これも繁殖力が結構あるものでそんなに減っていくという心配はありません。ヤマドリは減る傾向にありますけれども。しかし、そうした形の縄張りのあるキジですから、そんなには増えないというか、そういう部分はあると思っておりますけど、あちこちで見ると、そういうキジを目にするにつけ、とても人懐っこい美しい鳥であります、秋になりますと、最近どうかちょっとわかりませんが、東京などから 5 人組ぐらいでハンターがですね、来て打つんですね。もう 5 人でやられたらどうしようもありませんけれども。しかし、それは現実にはですね、そういう禁猟区でない許されるときがあるという部分があると思っておりますけれども、私は相手の身になりましてですね、やっぱしキジやヤマドリっていいですかね、こればかりではありませんが、ブッポウソウはもちろんでありますし、ほかのスズメやなんかも減っているし、ほかのもろもろの、どうでしょうね、セキレイとか鳥がですね、本当に減っている思いがあります。ですから、動物愛護、そういうことを考えてもいいんじゃないかと、村としての禁猟、あるいは休猟区、保護地区といいますか、そういう形がどういう判断をされているのかというようなことと、やはり加えて、村がそうしたものに愛護じゃないけれども、大事に見守ってあげるといような形が、

これも大事じゃないかと思って提案をし、お聞きをしたいと思います。

○振興課長 まず狩猟であります、狩猟につきましては、人と野生鳥獣との持続的な共存の実現に寄与するという点でもございます。

また、中川村の狩猟の状況のほうからお話をさせていただきたいと思います。

狩猟ができる鳥獣は、日本に生息する約700種の野生鳥獣の中から鳥獣の生息状況への影響等を考慮して鳥獣保護管理法によって定められております。

キジ、ヤマドリは狩猟鳥獣に含まれておりまして、古くから狩猟が行われてきた鳥であります。

しかし、一時生息数が減少したこともあり、現在はキジとヤマドリの雌の捕獲は年間を通じて全国で禁止をされております。

また、雄の場合も狩猟期間中に限られておりまして、1日に捕獲できる数については、キジとヤマドリ計2羽以内に制限をされております。

猟友会によりまして、現在狩猟は鹿、イノシシなどけもののが中心で、鳥類の狩猟者は少ないといったお話でありました。

また、キジは里に近い地域に生息をしております、銃刀法の規制もあり、銃による狩猟は現実的には困難であるということで、キジやヤマドリの捕獲数は極めて少ないそうでありまして。こうした状況を踏まえまして、狩猟によりましてキジやヤマドリが減少するという点は考えにくい状況でございます。

なお、狩猟が禁止されている区域、鳥獣保護区ですとか禁猟区の指定につきましては、けもの、鳥獣等の生息状況を勘案して管理、保護について環境大臣または県知事が行うものでありまして、特定の地域に限られておりまして、村独自の指定はできないというのが状況でございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 村独自は無理だというお話でありましたが、これも先ほどから繰り返す美しい村の形の視点、観点で、時としてはですね、そういう形にも行政として打つ手とございますか、抜かりのないようにひとつ対応を進めていっていただきたいと、こう思います。

先ほど国鳥のキジ、鳥、鳥のキジですね、それのお話をさせていただきました。今ほど。もう一つ国チョウという、国のチョウチョウというオオムラサキというのがあります。紫色の羽を持つ美しいチョウとして知られておりますが、今はちょうど、あれ何ていうんですか、これは天敵がおりまして、クモから初めてカマキリから初めて鳥はそうですし、さまざまが食べてしまうという形で、放っておくとだめになると、こういう減っていつてしまうという形で、このオオムラサキを石神に共生地としてですね、自分の土地もあるという形で幼虫の確保や保護に努力をされ、それから、エノキという、大木になるんですけども、そうしたのもですね、植えて、強力で確保を図りたいという形を思いつつ、八ミリ撮影やオオムラサキの生態を写真にしている、これ、中川出身かと思えます。だと思えます。金子敦さん。その何ていうんですか、記録っていいですか、写真やはり撮られますけれども、県の自作教育映画祭って、これで最優秀をとられておりますし、写真コンテスト、新聞社にも取り上げられてです

ね、この努力という形が広く評価をされております。そうした貴重な記録というものを思うときに、これ(資料掲示)あるんですけどね、これ、写真を見ると引き込まれるとございますか、とうとうものだと思うし、それが減っていかないようにという願いを持つ者でありますけれども、そうした貴重な記録を文化展、あるいは60周年の何でもいいですけども、やはり村民に何か開かれた形で、やあ、こういうこともあったと、あるいはこういうものをついて見る目をみんなに仰ぐ、あるいは願いを込めてそういう展示をするということは大変重要ではないかと、大事ではないかと思えます。教育長に、そんな点についてですね、お聞きをしたいと、こう思います。

○教育長 金子敦さんのことを教えていただきまして、お電話をかけさせていただき話をしましたところ、ご自分では年齢もあるので準備すること等は難しいと、けれども、こちら、公民館等で対応することならばできそうだという感触を得ました。お伺いして、どのようなことをすればよいか相談をして考えていきたいというふうに思っています。

○1 番 (高橋 昭夫) 最近、日報さんの新聞記事にも出ておりますけれども、宮田ではアサギマダラの里、これチョウチョウですけども、これを保護運動を進めている宮田、ハギマ、アサギ、すみません、マダラの里という、それは何かといいますと、アサギマダラを生かした地域づくりと、こういうことで努力されているとあります。それから、そういう面ではオオムラサキもですね、オオムラサキを生かした地域づくりじゃないですけど、あれは石神の松のところにエノキもあり、結構乱舞しているようですが、今金子さんも余り足を運べないという状況で心配しているようですけども、そうした何々の丘だか、何々の里だか、何か地名を添えた形で、石神の松も生かされるし、時期は、チョウは時期がありますけれども、そうした愛護の、そういうぬくもりというものは美しい村に等しいんじゃないかと、そう思いますので、大いに前向きに考えていただきたいと思えますし、この天敵——天敵じゃない、研究、調査をする必要ということで、ただ愛護だけじゃだめだつてね、金子さん言われております。そういう願いも込めておられますので、そういう夢にもひとつ向けていただいて進めていただければと、こう思います。

次であります、村長は天竜川に近いということで前に少しお聞きしたことがありましたけれども、天竜は母なる天竜といえますか、大変思い出が多いし、釣りも楽しまれたのかもしれない。幼いころの天竜川での遊びが思い出に多いかと思われま。

天竜川の現状というものは、大変魚もいないし、何ともかんと、昔でいう私どもは、あの中に親しく入って裸で泳いで魚もとってというイメージが全くないので残念であります、現状、親しみの母なる天竜川から離れてしまった現状というものをどう捉えて、あるいはどう思いを持たれているかお聞きをしたいと思えます。

○村長 おっしゃったとおり、天竜川には親しんできたつもりでありまして、かつては、どうい魚がいてというの、毎日川に行かない日はないくらいでありましたし、今恐らくいない魚も、この中で皆さん御存じの方いるかどうかわかりませんが、大体私自身は天竜に住んでいる魚っていうか、かつてですけど全部見ておるつもりですので、そういう意味では、今の川は残念だなという思いは持っております。

○1 番 (高橋 昭夫) アユにしましても、アカウオ、それからきれいなガゴタ、小さいのはいるのかもしれませんが、本当に今見ることができません。ヤツメウナギ等々ですけれども。そうした美しい村として水生動植物を守る対応策っていうのは、これは、先ほどのお話もありましたもので、県やですね、ほかもろもろで進めてくださってというおんぶもあるかもしれませんが、私はやはり、この景観というものは、伊那にもほかにない、アルプスとともに天竜川というものは、両極生きたものであるし、ふるさとの山河って言われますから、そういう川や山に目を向けるという意味においては、どうしても天竜に魚が住むというイメージを再現をしていただくということは大事だと思います。その中においては、例えばカワウというものの対応っていうのはどうなっているのか、いささか大変残念なことでありますけれども、そういうものにもと思いますし、魚が何よりも隠れるといいますかですね、すみかの云々では穴がなければそれこそアオサギなんかにはやられちゃいますし、ですから、そういう水生のもの、それから加えてU字溝なども、これは、どこもかしこもU字溝ですけれども、水はきれいで流れはいいかもしれませんが、生きる魚においてはですね、生きる環境にないということだと思いますが、水生動植物を守る対応策、村でどう考えているかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 水生動植物の保護等につきましては、国の第4次環境基本計画、長野県の第3次環境基本計画をもとに中川村でも第2次中川村環境基本計画を策定し取り組んでおります。

具体的な取り組みとしては、河川浄化活動の推進として河川愛護活動による河川清掃の実施や関係機関による合同河川清掃の実施を行っています。

また、環境保全対策の推進として特定外来生物の駆除活動へも協力を行っています。

また、水質保全対策の推進としては、年2回の河川の水質検査の実施、下水道施設へのつなぎ込みの推進と合併処理浄化槽の設置の推進等を行っています。

環境にかかわる問題につきましては、国や県、近隣市町村などとも連携をしながら取り組む必要があります。県では、自然保護レンジャー、自然観察インストラクター、希少動植物監視員等と連携をし、自然環境や生態系に配慮をしながら希少野生動植物を保護する取り組みを推進しており、中川村でも村民の方が自然保護レンジャーとして活動を行っていただいているところでございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 村にそういう環境といいますか、そういう部分でという取り組みは大変大事で、さらに末広にお願いしたいと、こう思いますし、ごみの清掃といいますか、ああいうものも毎年やっておりますけれども、やはりそれにさらに加えた方策といいますか、生きた活動といいますかね、そういう向きを期待をしたいと、こう思います。

今もお話ありましたけれども、国土交通省天竜川上流、これは河川工事事務所でしたけれども、は、11年前に漁協や地元の声や学識者の助言に応じ魚の生態に配慮した川づくりに取り組んだ経過があります。11年前です。多自然川づくりなんていって名

目が出ておりますけれども、多自然川づくりとして、ここが大事なんですが、生物への影響が少ない工事に努めたいと、当時の先立つ人はそういうお話がありました。これを拡大していつて11年——11年っていいですか、11年経過しますとですね、もう少し私は天竜川が変わってもいいんじゃないかということで、この交通省に期待をかけるものであります、この現実っていうものは、村においても今でいう事務所とですね、連携をとりながら、そしてこちらとしても要望を込めながら、将来の、将来の視点ですね、将来という形を見据えてということになりますと、こうしてもらいたい、ああしてもらいたい、魚の身になってという願望があるかと思うんですけれども、今でいう工事事務所が行った11年前の努めたいと、生物の環境少ない工事に努めたいという経過がありましたけれども、その後の工法改善というのはどうなっているのかというのは大変疑問に思いますし、期待もしているし、どう変わったかということを知りたいという意味で、その点についてお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 国土交通省では、平成18年に定めた多自然川づくりの基本方針に基づき多自然川づくりをすべての河川における川づくりの基本としています。

魚が住みやすい河川とは、水質が良好で適切な餌があることは当然ですが、生活に必要な不可欠な場所として産卵する場や生育する場、また餌を探し求める場があり、その場所に移動する経路が連続していることが重要です。その連続性を阻害するダムや堰等の河川横断施設は、魚の分布や生活に決定的な影響を及ぼすことがあり、魚道はその影響の最善手法として施工をされています。

天竜川上流河川事務所が行っている事例としましては、飯田市下久方で行われている河川改修工事がありますが、事前調査として文化財の調査や希少動植物の確認を行い、その保全、保護対策を行いながら事業を進めていると聞いております。

また、河川工事完了時には天竜川上流河川事務所が作成をいたしました河床復元マニュアルに基づき河床の生成を行い、瀬と縁を復元することにより魚類の生息環境の保全に配慮していると聞いております。

○1 番 (高橋 昭夫) この天竜川も大きく変わらして、先人といいますか、そういう方のお話ですと、堤防に、堤防の強度のために、エノキですね、先ほどの、こういうものを植栽をした経過があり、結構大木があったようであります。しかし、それは、チャオのところでもそうでしたけど、堤防に木を植えるという形は今許可されません。つまり、そうした方針が以前と大きく変わっているということがわかります。そういう意味で、大いにこの河川上流のですね、工事事務所との連携をとり、中川村として、この美しい村中川という形の中での思いやアイデアや、そうしたものを大いに提示をし、お願いをしてですね、中川にふさわしいというか、温かい村づくりにご努力をいただきたいと、こう思います。

きょうは、美しい村と、最も美しい村という形につないで、村の動植物保護、環境保護についてお聞きをいたしました。私の質問を終わります。

○議長 これで高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

○事務局長

本日は、これで散会とします。  
お疲れさまでございました。  
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後0時05分 散会]